

高齢者施設等従事者に対するPCR検査の概要

1 趣旨

8月17日からのまん延防止等重点措置区域の拡大に伴い、感染者の早期発見により感染拡大を防止するため、当該措置区域（京都市域を除く。）の高齢者及び障害者・障害児の入所施設及び通所系事業所に従事されている職員を対象に、PCR検査を追加実施します。

2 対象

京都府内（京都市除く）のまん延防止等重点措置区域内にある高齢者及び障害者・障害児の入所施設・通所系事業所に従事する職員等（事務職員、委託事業者の職員を含む。）

入所施設		特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症型高齢者グループホーム 軽費老人ホーム（注）、養護老人ホーム（注）、有料老人ホーム（注）、サービス付き高齢者向け住宅（注） 障害者・障害児入所施設
通所系 事業所	高齢者	通所介護（地域密着型を含む。）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	障害者・ 障害児	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス

（注）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を含みます。

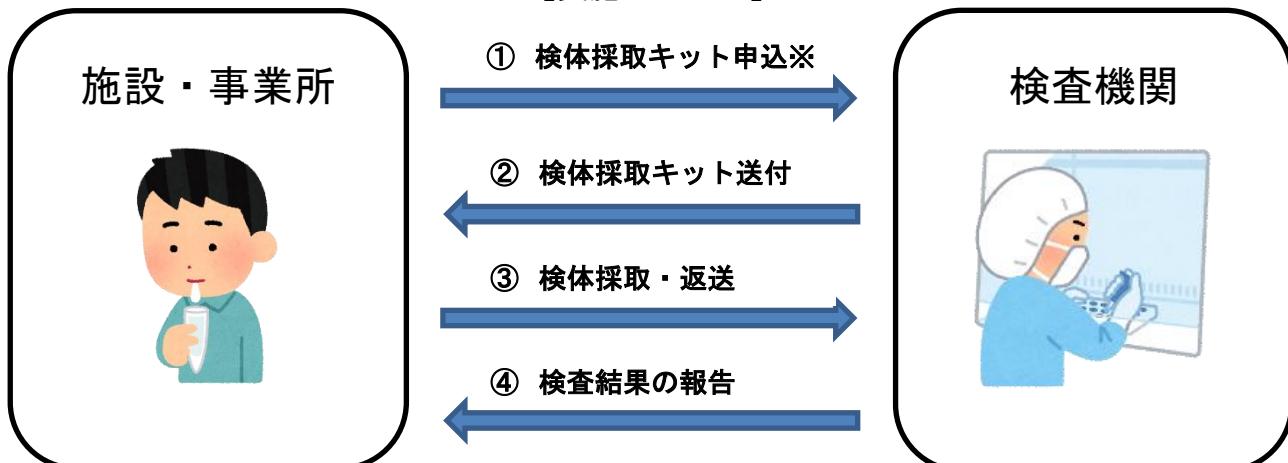
3 検査手順

民間検査機関（株式会社ナチュラリ）への事業委託

- ・唾液検体は施設・事業所職員が自己採取
- ・検体採取キット（唾液採取容器）の送付・回収、PCR検査は、民間検査機関が実施

※具体的な手順は、別添「検体採取キット申込から結果報告までの流れ」で確認してください。

【実施イメージ】



※4月以降、京都府事業によるPCR検査を実施している施設及び事業所については、申込不要（検体採取キットを直接送付します。）

4 検査の結果、陽性者が発生した場合

施設・事業所を管轄する保健所に電話連絡の上、別紙1-1又は別紙1-2「PCR検査陽性報告」の様式に必要事項を記入した上で、FAX送信してください。
連絡先及びFAX送信先は以下のとおりです。

【高齢者入所施設、通所系事業所】

電話：管轄保健所の企画調整課

FAX：管轄保健所の企画調整課及び京都府高齢者支援課（別紙1-1の様式）

【障害者・障害児入所施設、通所系事業所】

電話：管轄保健所の福祉課

FAX：管轄保健所の福祉課及び京都府障害者支援課（別紙1-2の様式）

※それぞれの連絡先及び送信先は、別紙2-1又は別紙2-2のとおりです。

5 留意事項

- (1) PCR検査の結果は、全て施設・事業所に通知されます。個人情報の取扱いについて、十分に御留意ください。
- (2) PCR検査の結果、陽性と判明した場合は、以下の対応が必要になります。
 - 当該職員の自宅待機
 - 消毒や利用者・職員の健康観察など、感染防止措置の徹底
 - 保健所が実施する調査に対する協力
 - ・施設・事業所内図面の提出
 - ・陽性者との接触状況がわかる資料の提出

※陽性となった方については、積極的疫学調査の実施に御協力いただきます。